

工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 題名

政令の題名を「産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣を定める政令」とすること。

## 第二 電磁的記録に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

産業標準化法（以下「法」という。）第七十二条第一項第二号の政令で定める主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣とすること。  
(第二条関係)

## 第三 役務に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

法第七十二条第一項第五号の政令で定める主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該役務の提供の事業を所管する大臣とすること。  
(第五条関係)

## 第四 経営管理の方法に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

法第七十二条第一項第六号の政令で定める主務大臣は、次のとおりとすること。  
(第六条関係)

一 法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該経営管理の方法を用いることが見込まれる事業を所管する大臣

二 法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項のうち、業種に普遍的な経営管理の方法については、経済産業大臣

## 第五 附則

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行すること。

（附則関係）